

## TMI 中国最新法令情報 —(2021年7月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2020/)

### 目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定	
(2) 市場監督管理行政処罰手続規定(改正)と市場監督管理行政処罰聴聞弁法(改正)	
(3) 電子労働契約締結ガイドライン	
二. 連載 中国法実務のイロハ/第四弾: 企業買収のイロハ	9
(第6回 法務DDの頻出事項③(資産))	
三. 中国法務の現場より	17
(1) 2021年上半期における国民経済状況の発表	
(2) 中国の近時のコロナ禍をめぐる状況	

## 一. 中国最新法令（2021年6月中旬～2021年7月中旬公布分）

### 1. 中央法規

#### (1) ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定<sup>1</sup>

工業情報化部<sup>2</sup>、国家インターネット情報弁公室<sup>3</sup>、公安部 2021年7月12日公布、2021年9月1日施行

##### ① 背景

中国サイバーセキュリティ法<sup>4</sup>におけるネットワーク脆弱性管理の関連規定に基づき<sup>5</sup>、工業情報化部、国家インターネット情報弁公室及び公安部は共同で、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定（以下「本規定」という。）を制定し、2021年7月12日に公布し、同9月1日に施行される予定である。

本規定は、ネットワーク製品の脆弱性の発見、報告、修復と公開等の行為を規範化し、脆弱性の発見、収集、公開等の活動に従事する組織または個人といった関連主体の責任と義務を明確にすることで、各主体が各自の技術と仕組み上の優位性を生かして脆弱性の発見、収集、公開等の活動に従事することを奨励するものである。

本規定の施行により、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理の精度化、規範化、法治化を推進し、関連主体による脆弱性管理水準を向上し、秩序のある脆弱性収集と公開ルートの構築を加速し、ネットワークセキュリティリスクを有効に防止することが期待される。

以下、本規定の主な内容を紹介する。

##### ② 主な内容

###### ア 管理対象とそれらに対する要求

本規定における管理対象は、中国国内のネットワーク製品（ハードウェアとソフトウェアを含む）提供者、ネットワーク運営者及びネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の発見、収集、公開等の活動に従事する組織または個人である<sup>6</sup>。

いかなる組織または個人も、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を利用してネットワークの安全を脅かす活動に従事し、またはそれに技術支持、広告宣伝、支払い決済等の援助を提供してはならず、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を不法に収集、売却、公開してはならないとされた<sup>7</sup>。

ネットワーク製品提供者とネットワーク運営者の負うべき義務として、それぞれ以下の通り規定されている。

<sup>1</sup> 「网络产品安全漏洞管理规定」

<sup>2</sup> 「工业和信息化部」

<sup>3</sup> 「国家互联网信息办公室」

<sup>4</sup> 「中华人民共和国网络安全法」

<sup>5</sup> サイバーセキュリティ法第22条、第25条、第26条等

<sup>6</sup> 本規定第2条

<sup>7</sup> 本規定第4条

#### ネットワーク製品提供者の主体责任

(1) 記録保存

脆弱性情報を収集するルートを構築・整備し、脆弱性情報を収集した記録を最低 6 か月間保存しなければならない<sup>8</sup>。

(2) 検証評価

提供したネットワーク製品にセキュリティ脆弱性が存在することを発見した場合は、直ちに対策を講じ、セキュリティ脆弱性を検証し、その危害の程度と影響範囲を評価し、遅滞なく関連川上製品の提供者に通知しなければならない<sup>9</sup>。

(3) 報告

2 日以内に、工業情報化部ネットワークセキュリティリスクと脆弱性情報共有プラットフォーム<sup>10</sup>に対して、関連脆弱性情報を報告しなければならない<sup>11</sup>。

(4) 救済

脆弱性を遅滞なく修復し、影響を受ける可能性のある製品使用者に対し、脆弱性のリスクと修復方法を遅滞なく告知し、併せて必要な技術サポートを提供しなければならない<sup>12</sup>。

#### ネットワーク運営者の主体责任

(1) 記録保存

脆弱性情報を受信するルートを構築・整備し、脆弱性情報を受信した記録を最低 6 か月間保存しなければならない<sup>13</sup>。

(2) 救済

ネットワーク、情報システムとその設備にセキュリティ脆弱性が存在することを発見した場合は、直ちに対策を講じ、セキュリティ脆弱性を遅滞なく検証して修復しなければならない<sup>14</sup>。

#### イ 脆弱性公開に関する要求

ネットワーク製品の脆弱性の発見、収集活動に従事する組織または個人は、社会向けネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を公開する場合、以下を遵守しなければならない<sup>15</sup>。

#### 脆弱性公開に関する要求

(1) ネットワーク製品提供者がネットワーク製品セキュリティ脆弱性に対する修復措置を提供する前に、脆弱性情報を公開してはならない<sup>16</sup>。

(2) ネットワーク運営者が使っているネットワーク、情報システムとその設備に存在するセキュリティ脆弱性の詳細を公開してはならない<sup>17</sup>。

<sup>8</sup> 本規定第 5 条

<sup>9</sup> 本規定第 7 条第 1 項第 1 号

<sup>10</sup> 工業情報化部ネットワーク安全脅威と脆弱性情報共有プラットフォーム（中国語は「工业和信息化部网络安全威胁和漏洞信息共享平台」という）は、ネットワーク安全脅威情報を収集、保存、分析、通報、公開する統一な窓口として、中国工業情報化部により構築された。

<sup>11</sup> 本規定第 7 条第 1 項第 2 号

<sup>12</sup> 本規定第 7 条第 1 項第 3 号

<sup>13</sup> 本規定第 5 条

<sup>14</sup> 本規定第 8 条

<sup>15</sup> 本規定第 9 条

<sup>16</sup> 本規定第 9 条第 1 号

<sup>17</sup> 本規定第 9 条第 2 号

- (3) ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の危害とリスクを故意に誇張してはならず、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を利用して悪意のある宣伝や詐欺恐喝などの違法犯罪活動を行ってはならない<sup>18</sup>。
- (4) ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を利用して、ネットワークの安全を脅かすためのプログラム及びツールを公開または提供してはならない<sup>19</sup>。
- (5) ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を公開する時、同時に修復または予防措置を公開しなければならない<sup>20</sup>。
- (6) 国家が重大活動を行っている間に、公安部より同意を得ない限り、勝手にネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を公開してはならない<sup>21</sup>。
- (7) ネットワーク製品提供者以外の海外組織または個人に公開されない脆弱性の詳細を提供してはならない<sup>22</sup>。
- (8) その他法律法規上の関連規定<sup>23</sup>。

#### ウ 脆弱性を収集するプラットフォームに対する要求

いかなる組織または個人がネットワーク製品の脆弱性収集に関するプラットフォームを設立する場合は、工業情報化部に届け出なければならない、工業情報化部は公安部と国家インターネット情報弁公室に対し、関連する脆弱性収集プラットフォームを通報し、届け出られた脆弱性収集プラットフォームを公示する<sup>24</sup>。

ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を発見する組織または個人が、工業情報化部ネットワークセキュリティリスクと脆弱性情報共有プラットフォーム、国家ネットワークと情報セキュリティ情報通報センターの脆弱性プラットフォーム<sup>25</sup>、国家コンピュータネットワーク緊急技術処理協調センターの脆弱性プラットフォーム<sup>26</sup>、中国情報セキュリティ評価センターの脆弱性データベース<sup>27</sup>に対し、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を報告することを奨励する<sup>28</sup>。

## (2) 市場監督管理行政処罰手続規定<sup>29</sup>（改正）と市場監督管理行政処罰聴聞弁法<sup>30</sup>（改正）

国家市場監督管理総局 2021年7月2日公布、2021年7月15日施行

### ① 背景

国家市場監督管理総局は設立当初の2018年に、市場監督管理行政処罰手続暫定規定<sup>31</sup>（以

<sup>18</sup> 本規定第9条第3号

<sup>19</sup> 本規定第9条第4号)

<sup>20</sup> 本規定第9条第5号

<sup>21</sup> 本規定第9条第6号

<sup>22</sup> 本規定第9条第7号

<sup>23</sup> 本規定第9条第8号

<sup>24</sup> 本規定第10条第1項

<sup>25</sup> 「国家网络与信息安全信息通报中心漏洞平台」

<sup>26</sup> 「国家计算机网络应急技术处理协调中心漏洞平台」

<sup>27</sup> 「中国信息安全测评中心漏洞库」

<sup>28</sup> 本規定第10条第2項

<sup>29</sup> 「市場監督管理行政処罰程序規定」

<sup>30</sup> 「市場監督管理行政処罰聴聞弁法」

<sup>31</sup> 「市場監督管理行政処罰程序暫行規定」

下「手続規定」という。)と市場監督管理行政処罰聴聞暫定弁法<sup>32</sup>(以下「聴聞弁法」という。)を公布した。これにより、市場監督管理に係わる行政処罰と聴聞手続きを規範化し、市場監督管理部門による行政法執行制度の厳格な執行、規範化された公正かつ文明的な法執行を推進してきた。

一方、新しく改正された中華人民共和国行政処罰法(以下「行政処罰法」という。)が2021年7月15日に施行されたことに伴い、行政の法執行における行政処罰法の適用等における一致性を図るために、国家市場監督管理総局は、手続規定と聴聞弁法に対する改正案(以下「本改正」という。)を2021年7月2日に公布し、2021年7月15日に施行した。

また、本改正のポイントを解説するために、同局は同日に、「市場監督管理行政処罰手続暫定規定」等の二部規定の改正に関する決定<sup>33</sup>及びその付録として付録1「市場監督管理行政処罰手続暫定規定」に対する改正<sup>34</sup>(以下「付録1」という。)と、付録2「市場監督管理行政処罰聴聞暫定弁法」に対する改正<sup>35</sup>(以下「付録2」という。)を公布した。

以下、付録1と付録2の本改正に関する解説を踏まえ、本改正の主な内容を紹介する。

## ② 主な内容

- ア 新しく改正された行政処罰法との不一致、不整合、未接続の内容に対する修正
- ▶ 本改正において、「二日」、「三日」、「五日」、「七日」、「十日」の表現をそれぞれ「営業日」に統一し修正した<sup>36</sup>。
  - ▶ 忌避制度、法執行証明書の提示、証拠の調査協力などの内容をさらに細かく規定した<sup>37</sup>。
  - ▶ 電子技術監視設備による違法事実の収集・確定及び、行政処罰の決定の公示について、原則的な規定を新たに定めた。すなわち、電子技術監視設備とそれにより記録された違法事実については、改正された行政処罰法の関連規定に従って関連審査を必要とし<sup>38</sup>、また、行政処罰決定の公示対象については、「市場監督管理部門が下した行政処罰決定に関連する情報」<sup>39</sup>から「市場監督管理部門が下した一定の社会的影響のある行政処罰決定」に変更した<sup>40</sup>。
  - ▶ 改正された行政処罰法に従い、聴聞範囲を拡大し、当事者に聴聞を要求する権利を有することを告知すべき案件の範囲について相応の修正を行った<sup>41</sup>。
  - ▶ 市場監督管理部門は聴取調書に基づき、聴取報告に記載された意見を参考に、手続規定に従い決定しなければならないとし、聴取調書と聴取報告の効力を明確にした<sup>42</sup>。

<sup>32</sup> 「市場監督管理行政処罰听证暂行办法」

<sup>33</sup> 「国家市场监督管理总局关于修改《市场监督管理行政处罚程序暂行规定》等二部规章的决定」

<sup>34</sup> 「对《市场监督管理行政处罚程序暂行规定》的修改」

<sup>35</sup> 「对《市场监督管理行政处罚听证暂行办法》的修改」

<sup>36</sup> 付録1の二十二、四十七、五十、五十四及び、付録2の七の第1項、八、九の第2項

<sup>37</sup> 付録1の二、十八、二十六及び、付録2の二

<sup>38</sup> 付録1の二十及び、行政処罰法第41条第1項、第2項

<sup>39</sup> 手続規定第56条

<sup>40</sup> 付録1の三十八

<sup>41</sup> 付録2の三

<sup>42</sup> 付録2の十二

- ▶ 改正された行政処罰法の関連規定と整合するために、重大伝染病・疫病など突発事件があった場合、突発事件対策に違反した行為に対し、市場監督管理部門は法に従い迅速かつ厳重に処罰しなければならない旨新たに規定した<sup>43</sup>。
- イ 市場監督管理法執行の実情に応じる新規の制定
  - ▶ 市レベル以上の市場監督管理部門にも出先機関が存在しているところ、派遣元の市場監督管理部門の名義で行政処罰を実施することができる出先機関の範囲を、「県レベルの市場監督管理部門の出先機関」から「市場監督管理部門の出先機関」に修正した<sup>44</sup>。
  - ▶ 一部案件につき所在地の市場監督管理部門による取扱いが不適切な場合に、法執行の効率・効果の向上を図るために、別の地域での管轄を新たに認めた。すなわち、上級市場監督管理部門は必要と認めた場合、下級市場監督管理部門の管轄案件を、他の下級市場監督管理部門に管轄させることができることが定められた<sup>45</sup>。
  - ▶ 法執行の規範化を推進するために、立件すべき条件と立件しない場合の審議手続を新たに規定した<sup>46</sup>。
  - ▶ 行政処罰への監督を強化するために、案件審査に関する規定をさらに細かく定めた<sup>47</sup>。
  - ▶ 全国各地の実情に応じるために、県レベル以上の市場監督管理部門は、法制審査の案件範囲を確定することができること新たに規定した<sup>48</sup>。
  - ▶ 行政資源を節約し、法執行のリスクを抑えるために、没収された保管が困難な財物に対し、「法に従い競売又は換金」から「法に従い先行して処分」することができるとして、処分方法を拡大する修正がなされた<sup>49</sup>。
- ウ 法令間の系統性と強調性を強化するための一部条文と内容に対する調整
  - ▶ 市場監督管理部門と法執行者が国家秘密、営業秘密と個人情報に対し負う守秘義務は、行政処罰においてすべてのプロセスにかかわっているため、元の調査の過程における秘密保持関連の内容を、総則の規定として調整した<sup>50</sup>。
  - ▶ インターネット商取引監督管理弁法<sup>51</sup>の用語と整合させるために、ネット商取引管轄に関する条項における「電子商取引」を「ネット商取引」に統一して修正した<sup>52</sup>。
  - ▶ 2019年に改正された最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定<sup>53</sup>と整合させるために、中国の領域外から取得した証拠に関する規定を修正した<sup>54</sup>。

<sup>43</sup> 付録1の四十

<sup>44</sup> 付録1の六

<sup>45</sup> 付録1の十一の第2項

<sup>46</sup> 付録1の十五、十六

<sup>47</sup> 付録1の二十八

<sup>48</sup> 付録1の二十九

<sup>49</sup> 付録1の二十四及び、手続規定第38条第3項

<sup>50</sup> 付録1の三及び、手続規定第18条第3項

<sup>51</sup> 「网络交易监督管理办法」

<sup>52</sup> 付録1の七（「电子商务」を「网络交易」に修正）

<sup>53</sup> 「最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定（2019修正）」

<sup>54</sup> 付録1の二十一

### (3) 電子労働契約締結ガイドライン<sup>55</sup>

人力資源社会保障部 2021年7月1日公布、同日施行

#### ① 背景

新型コロナウイルス感染防止期間における労働関係をめぐる政府措置の一つとして、2020年3月4日、人力資源社会保障部は、使用者と労働者の双方が同意した場合、電子データによる労働契約を締結することができる」と明確に規定する通知を発表したが<sup>56</sup>、今般、電子労働契約の締結をより規範化するために、人力資源社会保障部は、電子労働契約締結ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を制定し、2021年7月1日に公布・施行した。

今後、本ガイドラインの実施により、電子労働契約業務に関する情報システム及びパブリックサービスプラットフォームの構築の加速化、電子労働契約のデータフォーマット及び関連標準の明確化、そして政府による労働関係の関連サービスにおける電子労働契約の活用も期待される。

以下、本ガイドラインの主な内容を紹介する。

#### ② 主な内容

##### ア 電子労働契約の法的効力

本ガイドラインにおける電子労働契約とは、使用者と労働者が、労働契約法<sup>57</sup>、民法典<sup>58</sup>及び電子署名法<sup>59</sup>その他の法規に従い、書面形式と見なすことができるデータメッセージと信頼のできる電子署名を利用し締結する労働契約をいう<sup>60</sup>。

##### イ 電子労働契約の締結に関する要求

- ▶ 電子労働契約の締結は、使用者と労働者の双方による同意が必要であり<sup>61</sup>、政府が制定した労働契約雛型による電子労働契約の締結が推奨される<sup>62</sup>。
- ▶ 電子労働契約を締結するには、電子労働契約締結プラットフォームを利用しなければならない<sup>63</sup>。
- ▶ 使用者と労働者の双方が電子労働契約の締結に同意した場合、使用者は労働者に対し事前に、電子労働契約を締結するプロセス、操作方法、注意事項及び労働契約のファイルを閲覧・ダウンロードする方法を明確に告知し、費用を徴収してはならない<sup>64</sup>。

<sup>55</sup> 「電子劳动合同订立指引」

<sup>56</sup> 電子労働契約締結の関連問題に関する人力資源社会保障部弁公庁による文書（人力資源社会保障部弁公庁关于订立电子劳动合同有关问题的函）

<sup>57</sup> 「中华人民共和国劳动合同法」

<sup>58</sup> 「中华人民共和国民法典」

<sup>59</sup> 「中华人民共和国电子签名法」

<sup>60</sup> 本ガイドライン第1条、第2条

<sup>61</sup> 本ガイドライン第6条

<sup>62</sup> 本ガイドライン第5条

<sup>63</sup> 本ガイドライン第3条

<sup>64</sup> 本ガイドライン第6条

- ▶ 使用者と労働者は、法に従い設立された電子認証サービス機構が提供したデータ証書とパスワードキーを利用することにより電子署名しなければならない<sup>65</sup>。電子労働契約には、信頼のできるタイムスタンプを付けなければならない<sup>66</sup>。
- ▶ 電子労働契約を締結した後、使用者は労働者に対し、ショートメッセージ、WeChat、電子メールまたは APP 情報提示等により電子労働契約の締結完了を通知しなければならない<sup>67</sup>。
- ウ 電子労働契約の閲覧、保存に関する要求
  - ▶ 使用者は労働者が常に電子労働契約の内容を閲覧、ダウンロード、印刷できるように確保し、費用を徴収してはならない<sup>68</sup>。労働者から要求された場合、使用者は無料で電子版と一致する紙の労働契約を捺印のうえ提供しなければならない<sup>69</sup>。
  - ▶ 電子労働契約の保存期間は、労働契約法に従い、労働契約が解除又は終了された後、最低2年間保存しなければならない<sup>70</sup>。
- エ 電子労働契約締結プラットフォームの主体資格と情報セキュリティに関する要求
  - ▶ 本ガイドラインにおいては、人力資源社会保障部門等の政府による構築された電子労働契約締結プラットフォーム（以下「政府プラットフォーム」という。）を優先して採用することが奨励される<sup>71</sup>。
  - ▶ 政府プラットフォーム以外の電子労働契約締結プラットフォームにより電子労働契約を締結する場合、当該プラットフォームは、使用者と労働者が所在地の人力資源社会保障部門が公布したデータフォーマットと標準に従い、雇用状況の届け出、社会保険等の関連業務を行う時の電子政務の関連要求を満たした電子労働契約のデータを提出できるようにサポートしなければならない<sup>72</sup>。
  - ▶ 電子労働契約締結プラットフォームは、身分認証、意思確認、電子署名を含む電子労働契約の締結と管理に関するすべての証拠を保留しなければならない<sup>73</sup>。
  - ▶ 電子労働契約締結プラットフォーム及びその依存するサービス環境については、情報セキュリティ等級保護管理弁法<sup>74</sup>にて定められた第三級情報システムの関連要求に基づき、ネットワークセキュリティ保護を実施しなければならない<sup>75</sup>。

(李浚・中国法顧問)

<sup>65</sup> 本ガイドライン第8条

<sup>66</sup> 本ガイドライン第9条

<sup>67</sup> 本ガイドライン第10条

<sup>68</sup> 本ガイドライン第12条

<sup>69</sup> 本ガイドライン第13条

<sup>70</sup> 本ガイドライン第14条及び労働契約法第50条第3項

<sup>71</sup> 本ガイドライン第15条

<sup>72</sup> 本ガイドライン第15条

<sup>73</sup> 本ガイドライン第16条

<sup>74</sup> 「信息安全等級保护管理办法」

<sup>75</sup> 本ガイドライン第18条



## 二. 連載 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ（第6回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

### 第6回 法務DDの頻出事項③（資産）

今月号においては、法務デューデリジェンス（以下「法務DD」という）で、対象会社（中国の内資企業又は日系企業等、以下同じ）が保有している資産の頻出事項を含む、その留意事項や取扱方式を合わせてご説明します。

対象会社の資産状況は取引条件に対し重大な影響を及ぼすため、法務DDにおいて、対象会社が保有している資産の状況及びその資産の価値に影響する法規制に抵触する事情の有無を確認することが重要であり、また、仮に不備がある場合、その対応策及びそれに応じた取引条件の設定なども検討する必要があります。

#### Q4.6.1 対象会社の土地所有権の取得が適切になされているか。

中国では、土地が国の所有と農民集団（以下「集団」という）の所有の二種類に分けられています。土地について、企業が取得することができるのは、所有権ではなく、使用権となります。対象会社が土地所有権を保有している場合、対象会社がどのような方法で土地所有権を取得したのか、土地払下げ金が全額支払われていたのかを確認することが重要です。

中国における土地所有権の取得方法については、過去には主に協議<sup>76</sup>と割当<sup>77</sup>の方式でしたが、現在、公共利益に係る用地に適用する割当を除き、入札募集、競売、公示<sup>78</sup>が主流であり、工業用地、商業用地、観光用地、娯楽用地、商業住宅用地、また、同じ土地に2以上の取得希望者がいる場合は、入札募集、競売、公示との方式を採用しなければなりません。

「入札募集、競売、公示による国有建設用地所有権の払下げに関する規定」<sup>79</sup>によれば、2002年7月1日以降、商業用、観光用、娯楽用、商業住宅用等の土地を供給する場合、別段に定めた特定の事情に属する場合を除き、規定に従って入札募集、競売、公示の方法を厳格に採用しな

<sup>76</sup> 協議は中国語で「协议」

<sup>77</sup> 割当は中国語で「划拨」

<sup>78</sup> 入札募集、競売、公示は中国語で「招标、拍卖、挂牌」

<sup>79</sup> 「招标投标挂牌出让国有建设用地使用权规定」

ければならず、2004年8月31日以降は、歴史的な問題を理由に、協議によって事業用の土地使用権を払下げすることはできないとされています。工業用地についても、国务院の「土地の規制と管理の強化に関する通知」<sup>80</sup>（国発[2006]31号）（以下「国务院31号通知」という）では、入札募集、競売、公示によって払下げしなければならないとされており、さらに「工業用地の入札募集、競売、公示制度の徹底に関する問題についての通知」<sup>81</sup>では、国务院31号通知が発行される前に、市や県の人民政府が工業プロジェクトの投資契約を締結し、土地供給の範囲と価格が決定され、関係する土地における農地転用と土地収用の承認手続が完了している場合は、引き続き協議により土地を払下げまたは賃貸することができるが、「国有地使用权の協議払下に関する規定」<sup>82</sup>の関連規定に基づいて2007年6月30日までに契約を締結しなければならないとされています。上記の条件が満たされない場合、または上記の期間を超えた場合、その土地については規則に従って入札募集、競売又は公示を経て払下げ又は賃貸をしなければならないとされています。従って、対象会社が国有地使用权を保有している場合、その土地が入札募集、競売又は公示によって取得されているかどうかを確認する必要があり、仮に協議により土地を取得したことであれば、さらに土地の取得時期に応じて対象会社の土地取得方法が関連法規に適合しているかどうかを判断する必要があるといえます。

また、「都市部国有地使用权の払下及び譲渡に関する暫定条例」<sup>83</sup>（以下「地使用权払下条例」という）によると、地使用权の払下げについて、払下契約書を締結し、地使用者は地使用权払下契約書の締結後60日以内に地使用权払下金の全額を支払わなければならないとされています。期限を過ぎても全額が支払われない場合、国有地管理部門は契約を解除する権利を有し、契約違反に関する賠償を請求することができます。地使用权が企業の重要資産であるため、法務DDにおいては、地使用权払下契約の締結状況や実際に地払下金の支払いが完了したかどうかを確認する必要があります。仮に地払下金を全額支払わない場合には、法律によって土地が回収されるリスクがあるため、この点について留意しなければなりません。

#### Q4.6.2 対象会社において、地使用权の取得に関する特殊な事情がないか。

Q4.6.1で述べた通り、現在、地使用权の取得方法は入札募集、競売、公示が主流であるものの、関連規則が発行される前は、多くの土地が協議によって払下げされていました。その際、地方政府が投資誘致のために土地取得に関する優遇政策を打ち出し、土地価格ゼロで企業投資を誘致する例もありました。また、企業としては、地方への進出にあたり地方政府と土地等に関連する優遇措置を含む投資合意書を結んで進出する場合があります。

しかし、地使用权の払下げについては最低価格の制限があり、協議払下げの場合、現地政府が地使用权を協議により払下げすることを認可した場合であっても、地使用权の払下金

<sup>80</sup> 「国务院关于加强土地调控有关问题的通知」

<sup>81</sup> 「关于落实工业用地招标拍卖挂牌出让制度有关问题的通知」

<sup>82</sup> 「协议出让国有地使用权规定」

<sup>83</sup> 「城镇国有地使用权出让和转让暂行条例」

が、契約締結時に国の規定に基づいて決定された最低価格よりも低い場合、土地所有権の払下契約で合意された価格条項は無効となり、契約締結時の市場評価額に基づいて払下金を支払わなければならない又は土地が回収されるリスクがあります<sup>84</sup>。また、工業用地の払下げについても、土地払下価格が公布された最低価格を下回ってはならないとの規定のほか、様々な形で土地に関連する補助金の支給や土地払下金の返還も禁止されています<sup>85</sup>。

したがって、対象会社の土地所有権が協議により取得したものである場合、上述の取得時期の確認に加えて、払下価格が最低価格要件を満たしているかどうかを検討する必要があります。また、仮に対象会社及び現地政府の間に投資合意書を締結していた場合、合意された関連優遇政策に土地払下金の還付等があるか否かにも留意しなければなりません。

また、土地所有権の取得方法について、入札募集、競売又は公示により直接に土地管理部門から土地所有権を取得する以外、第三者から土地所有権を譲り受けるという方法もあります。それ自体は適法な取得原因といえますが、この場合、土地所有権譲渡契約のほか、元の土地所有権払下げ契約の内容や当該土地に関する土地払下金の支払い状況も確認する必要があります。

**Q4.6.3 対象会社が集団所有土地を利用している場合、その取得手続きが適切になされているか。**

国有土地の場合、前述の通り、通常、入札募集、競売又は公示により土地所有権を取得することができる一方、集団所有の土地も集団以外の第三者に払下げまたは賃貸することは可能ですが、この場合、以下に述べる特定の承認手続きを経なければなりません。例えば、集団所有の事業性建設用地の場合、その払下げまたは賃貸について、当該集団の村民会議の3分2以上の構成員又は3分の2以上の村民代表による採決を得なければならないとされています<sup>86</sup>。草原の場合も、草原法第11条によれば、集団所有の草原及び集団に使用させる国家所有の草原については、当該集団に所有権証書又は使用権証書を発行するものとされ、同法第13条によれば、集団が所有権証書又は使用権証書を有する草原については、当該集団の構成員ではない団体又は個人に請負をさせる場合、当該集団の村民会議の3分2以上の構成員又は3分の2以上の村民代表による採決及び郷鎮政府による同意が必要とされています。

したがって、対象会社が集団所有土地を利用している場合、土地所在地の村委員会等との契約のほか、その農業用地の請負経営権又は事業性建設用地の払下げ若しくは賃貸に関する取引が適切な法定手続きを経ているかどうかを確認する必要があります。上述の法定手続きが行われていない場合、村委員会との間で契約等が締結されていても、その契約については、当該集団の村民や土地管理部門から無効であると主張される可能性があります。仮に対象会社においてこ

<sup>84</sup> 国有土地所有権の協議払下に関する規定第5条

<sup>85</sup> 土地の規制と管理の強化に関する通知第5条

<sup>86</sup> 土地管理法第63条第2項

のような不備がある場合、取引契約にて取引実行前に是正させることを約定することが検討に値するといえます。

**Q4.6.4 対象会社において、土地の利用が適切になされているか。**

土地管理部門との土地権利移転契約又は土地賃貸借契約若しくは現地政府との投資契約においては、土地利用における建設プロジェクトの着工日、建設スケジュール、投資強度等が定められる場合があります。また、土地権利移転契約第 17 条には、土地権利移転者は、土地権利移転契約の規定および都市計画の要求に従って、土地の開発、利用、運営を行わなければならないが、仮に契約書に定められた期限と条件に従って土地が開発・利用されていない場合、土地管理部門は是正を命じ、状況に応じて警告、過料に処し又は補償なしで土地の権利移転を回収することができるかとされています。そのため、対象会社が土地権利移転を保有している場合、対象会社における土地が土地権利移転契約等の約定に従って利用されているかどうかを確認する必要があります。

実務上、市場の変化などにより投資スケジュールを変更し、保有土地の使用を先送る場合がありますが、長期間にわたって建設工事がなされていない土地は遊休地と認定される可能性があります。もし遊休地と認定された場合、遊休期間が1年以上2年未満の場合は、土地権利移転価格 20% の土地遊休料の支払い、2年以上の場合は、土地が補償なしで回収されるリスクが生じます<sup>87</sup>。したがって、仮に対象会社が保有する土地が長期間を過ぎて利用されていない場合、その遊休期間、未着工の原因及び現地土地管理部門の態度等の確認が重要となります。もし、回収等のリスクがある場合、早急着工や変更合意書の締結や当局との間に土地の有償返還に関する交渉をさせることが検討に値するといえます。

**Q4.6.5 対象会社において、建設プロジェクトの建設にあたり適切に承認がなされていたか？**

建設プロジェクトにおける必要な手続について、通常、土地権利移転の事前仮承認及び本承認、建設用地計画許可、建設工事計画許可、着工許可、消防設計/検収の承認又は届出、建設プロジェクト竣工検収届出手続などがあり、特別プロジェクトの場合は、建設プロジェクトに関する投資承認又は届出、土壌・水資源保持計画の承認、国家安全審査なども含まれています。対象企業が工場の建設等建設プロジェクトに関与している場合、法務 DD において、プロジェクトの性質に応じてどのような承認又は届出手続を取るべきかを整理し、手続上の瑕疵があるかどうかを確認しなければなりません。仮に手続上の瑕疵がある場合、それを是正することが可能であるかどうか、取引全体に影響を与えるかどうかを検討しなければなりません。

例えば、都市農村計画法<sup>88</sup>第 40 条によれば、都市や農村部の鎮の計画区内で建築物等を建設する場合、建設工事計画許可を取得しなければなりません。仮に対象会社がこの法的義務に従

<sup>87</sup> 遊休地処置弁法（闲置土地処置弁法）第 14 条

<sup>88</sup> 「城乡规划法」

わなかった場合、同法第 64 条によると、当局が情状に基づいて、建設の中止、是正及び工事費用の 5%以上 10%以下の過料の併科、又は対象建築物の取り壊しを命じるなどの措置の対象となります。また、計画許可や建設許可が取得されていない場合、物理的に建築物を完成したとしても、不動産登記の要素を満たしていないため、不動産登記ができず、法的権利を行使することに法的障害が生じる可能性があります。

他方、建設用地計画許可、建設プロジェクト計画許可、着工許可等一部の承認又は届出手続きについては、本来ならば、建設プロジェクトが実際に着工される前に完了すべきものであるが、仮に建設スケジュール等の理由により、許可を取得せず建設を開始する事態が発生した場合、地方政府が投資誘致等のために企業のこのような行動を黙認する場合があります。しかし、たとえ現地政府の事前の黙認が得られたとしても、その行為自体が法令違反であり、法的リスクは否定できないため、この点についても留意する必要があります。

#### Q4.6.6 対象会社が適時に不動産権利証書を取得し、更新していたか。

中国は、現在、統一的な不動産登記制度を実施しており、法律に基づいて国有建設用地使用权を取得した場合、単独に国有建設用地使用权の登記を申請することができ、法律に基づいて国有建設用地において建築物を建設した場合、国有建設用地使用权及び建物所有権の登記を申請することができます。

企業が不動産を取得した場合、適時に不動産登記を申請しなければならず、不動産の初回登記が行われていない場合は、別段の定めがある場合を除き、その他の種類の不動産登記（例えば抵当権設定登記）を行ってはならないとされています<sup>89</sup>。また、不動産権利者の名称などの情報や、抵当権における担保範囲などの事項に変更があった場合にも、適時に不動産登記機関に変更の登記を申請しなければならず、不動産の譲渡や会社の合併・分割などにより不動産権利の移転が発生した場合、関連する登記変更も適時に行われる必要があります<sup>90</sup>。

法務 DD において、会社が実際に保有している土地使用权及び建物を確認した上で、全ての土地使用权及び建物について、関連法規に基づいて登記されているかどうか、未登記又は未更新がある場合、その原因等を確認する必要があります。仮に敷地の土地使用权が未取得である場合や、建物の建設工事前置手続が未了である場合には、当該建物が違法建物と認定され、当局に是正、過料又は撤去を命じられる可能性も否定できないため、特にその未取得・未更新の原因について留意しなければなりません。

#### Q4.6.7 対象会社が保有している資産について、権利の制約はないか。

対象会社の資産を確認する際に、特に対象会社において借入金や対外保証が存在している場合、抵当権設定など資産に対する権利の制約がなされていないかに注意する必要があります。

<sup>89</sup> 不動産登記暫定条例実施細則（不动产登记暂行条例实施细则）第 24 条第 2 項

<sup>90</sup> 不動産登記暫定条例実施細則第 26 条、第 27 条

権利の制約について、通常、不動産を対象とした抵当権、動産を対象とした抵当権又は質権、株式や知的財産権を対象とした質権、売買契約の等契約における所有権留保などがあります。

不動産を対象とした抵当権が存在するかどうかについては、不動産登記制度が整備されており、かつ抵当権の効力が登記によって生じるため、通常、対象会社から提供された不動産権利証書又は不動産登記証明書に基づいて確認することができます。また、不動産登記機関で登記情報を確認すればより確実といえます。

また、過去においては、動産抵当権及び株式質権の場合、市場管理監督局（工商局）にて担保登記を行い、知的財産権の場合、知的財産権局にて担保登記を行い、対象物により異なる登記機関にて権利の制約に係る登記を行う制度でしたが、2021年1月1日から、統一的な登記制度の実施が開始され、動産を対象とした抵当権、ファイナンスリース、所有権留保及び株式等の権利を対象とした質権について、動産融資統一登記公示システム<sup>91</sup>にて担保登記をすることができるとされています<sup>92</sup>。また、当該システムにおいて、動産抵当権の場合、従来の全国市場管理監督動産抵当権登記業務システムにおける2018年5月25日以降のデータも調べることも可能ですが<sup>93</sup>、2021年1月1日以前のデータについては、基本的に従来の登記ルートを通し検証する必要がありますといえます。

他方、上記のような当事者の合意による担保設定等に関する権利の制約のほか、対象会社の資産について、裁判所等によって凍結されたり差し押さえられたりすることがないかどうかにも注意を払う必要があります。

#### Q4.6.8 対象会社における賃貸不動産に関する権利の瑕疵等はないか。

企業が外部の第三者から事務所、工場、倉庫、社宅等物件を賃借することはよくあります。

不動産の賃貸借について、まず、賃貸人が真実の権利者であるかどうかを確認することが重要なポイントであるといえます。仮に賃貸人が権利者ではない場合、使用権原がなくなり、真の権利者より当該物件の使用禁止を主張される可能性があります。また、権利者からの賃貸のほか、権利者が物件の管理を第三者に依頼し、その第三者が自らの名義で物件を賃貸するケースもあり、第三者から物件を賃貸している場合は、さらに当該第三者が権利者から授權を得ているかどうかを確認する必要があります。

法務 DD においては、対象会社と不動産権利者との間の賃貸借契約の有効期限が過ぎたにもかかわらず、更新されていないケースはよく見られます。不動産賃貸借契約期間満了後、賃借人が継続的に不動産を使用し、賃貸人が異議を申し立てない場合、元の賃貸借契約が引き続き有効に存続するものの、不定期契約になり<sup>94</sup>、この場合、賃借人は事前通知をした上で賃貸借契約

<sup>91</sup> <https://www.zhongdengwang.org.cn/>

<sup>92</sup> 動産及び権利担保の統一登記の実施に関する決定（国発〔2020〕18号）（国务院关于实施动产和权利担保统一登记的决定）

<sup>93</sup> <https://www.zhongdengwang.org.cn/QueryGsData/queryGsDataIndexNoLogin.do>

<sup>94</sup> 民法典第734条

を終了させることができる一方、貸借人も同様の権利を有しているため<sup>95</sup>、貸借借契約は不安定な状態に陥り、場合によって会社の正常な運営に影響を及ぼす恐れがあります。

また、不動産貸借の期間について、法律上では最長 20 年間で定めており、仮に権利者との間で 20 年を超える貸借借契約を締結した場合、その超過分は無効となります<sup>96</sup>。

他方、賃借権について、原則上、対抗力があり、不動産が譲渡された場合でも、貸借借契約が新権利者に承継されますが、仮に契約前に抵当権が既に設定されている場合、その抵当権が実現したときに貸借借契約の履行に影響を及ぼすので、賃借する不動産について、抵当権が設定されているかどうか、また抵当権が設定されている場合、その設定時期について、留意しなければなりません。

**Q4.6.9 対象会社が保有している重要な動産について適切に登録がなされているか。**

対象会社が保有している動産のうち、自動車、船舶、特殊設備など特殊な動産がある場合には、当該動産が関連法規に基づいて登録されているかどうか、法令に従って管理や使用をしているかどうかを確認する必要があります。

例えば、自動車の場合、ナンバープレート制度があり、自動車を購入する場合、所有者は居住地の自動車管理機関で登録を申請しなければなりません<sup>97</sup>。登録された自動車の所有権が移転した場合、自動車の現所有者は、自動車の引渡しを受けた日から 30 日以内に、登録地の自動車管理機関に移転登録を申請しなければなりません<sup>98</sup>。船舶の場合、船舶の所有権の取得、譲渡、消滅について、船舶登録機関に登録しなければならず、登録していない場合は、第三者に対抗することができません<sup>99</sup>。

対象会社が生産企業である場合、工場にはボイラー、圧力容器、クレーン、特殊車両などの特殊設備があるかどうかを確認する必要があります。特殊設備について、その生産製造のみならず、その使用についても特定の規範を遵守しなければなりません。例えば、特殊設備について、生産許可及び検査合格証明を有する特殊設備のみを使用でき、特殊設備の操作について、特定の資格がある者しか操作できません<sup>100</sup>。また、特殊設備を使用する前又は使用開始後 30 日以内に特殊設備安全監督管理部門にて使用登記を行い、使用登記証書を取得しなければならず、取得した使用登記証明書は、特殊設備の目立つ場所に設置しなければなりません<sup>101</sup>。なお、特殊設備の使用管理について、安全にも関わりますので、資産面のみならず、安全管理面に基づく検討も必要であります。

<sup>95</sup> 民法典第 563 条第 2 項

<sup>96</sup> 民法典第 705 条

<sup>97</sup> 自動車登記規定（机动车登记规定）第 5 条

<sup>98</sup> 自動車登記規定第 18 条

<sup>99</sup> 船舶登記条例（船舶登记条例）第 5 条第 1 項

<sup>100</sup> 特殊設備安全法（特种设备安全法）第 32 条第 1 項、第 14 条

<sup>101</sup> 特殊設備安全法第 33 条

Q4.6.10 対象会社は、商標、特許、著作権など知的財産権を保有しているか。

企業が保有する資産について、不動産や動産などの有形資産だけでなく、商標や特許、著作権などの知的財産もあります。特に知的財産が対象会社の重要資産である又は取引の目的が知的財産の取得・利用に関わっている場合、法務 DD における知的財産権の確認はより重要になります。

対象会社が保有している商標や特許については、対象会社が権利者である場合、知的財産局の商標情報検索システム<sup>102</sup>又は特許検索プラットフォーム<sup>103</sup>にて確認することができます。対象会社が使用している商標等が自社所有のものではなく、親会社や第三者から許諾を受けたものである場合、その使用許諾書の有無を確認する必要があります。また、商標の場合、製品・サービスの種類に応じて登録がなされるため、取得した商標について、対象会社の主な事業及び製品をカバーしているかどうかを確認する必要があります。

著作権の場合、著作権登録については、通常、コンピュータソフトウェアの著作権登録、文学作品や芸術作品の登録などが含まれますが、その登録は強制的ではなく、企業の自主的行為ですが、登録がなされていた場合、第三者からの権利侵害に対する対応に有益であるといえます。

また、対象会社は他社が開発したソフトウェアを使用している場合、第三者の知的財産権の侵害の有無を確認するため、ソフトウェアの開発又はライセンス契約を確認する必要があります。

他方、対象会社において研究開発機能を有する場合、従業員職務発明制度が制定されているかどうかを確認する必要があります。企業が従業員職務発明制度を制定する場合、自ら奨励基準を定めることが可能であるが、仮に職務発明に対する奨励の基準が制定されていない場合、従業員により職務発明が行われた場合、最終的には裁判所が法定基準（取得の場合、発明：3000 元以上、実用新案又は意匠特許：1000 元以上。実施の場合、発明・実用新案：当該発明・実用新案の実施による営業利益の 2%以上、意匠特許：当該意匠特許の実施による営業利益の 0.2%以上、第三者への使用許諾：使用料の 10%以上）を参照して相当の奨励金の額を定めることとなります<sup>104</sup>。仮に対象会社には職務発明の奨励に関する社内規程がない場合、取引契約等にて制定させることを義務付けることが必要であるといえます。

(楊利涛・中国法顧問)

<sup>102</sup> <http://sbj.cnipa.gov.cn/>

<sup>103</sup> <http://cpquery.cnipa.gov.cn/>

<sup>104</sup> 特許法（専利法）第 15 条、特許法実施細則（専利法実施細則）第 76 条ないし第 78 条



### 三. 中国法務の現場より

#### 1. 2021年上半期における国民経済状況の発表

7月15日、国家新聞発表弁公室より上半期の国民経済状況に関する報道発表会が行われた。国家統計局により公表されたデータによれば、2021年上半期において、中国GDPは532,167億人民元であり、前年比+12.7%となった。四半期別に見ると、第1四半期は前年比+18.3%、第2四半期は前年比+7.9%となった。また、コロナ禍の影響を補填する観点から、二年間のデータを合算したデータも合わせて公表された。

産業別でのデータを見ると、以下のとおりである。

	増加額	前年比	2年平均増長率
第一次産業	28,402 億元	+7.8%	+4.3%
第二次産業	207,154 億元	+14.8%	+6.1%
第三次産業	296,611 億元	+11.8%	+4.9%

国務院が公表した分析によれば、上半期の経済成長においては以下の特徴があるということである。

- 経済構造の最適化がなされている
- サービス産業及び消費支出による経済成長への貢献度が高い
- ハイテク産業及び社会領域への投資の増長
- 都心部と農村部での収入格差の縮小（前年比0.07%の縮小）
- 新たに設立された企業が大幅に増えた（前年比+16.6%）
- 製品、サービスの品質と利益の向上による企業営利能力の向上（特にネット通販事業及び流通事業の成長）
- 失業率の低下（全国平均5.2%で前年比0.6%の減少）

昨年一年は新型コロナウイルスの流行による経済への打撃が大きかったものの、これを踏まえても中国では統計上第二次産業、第三次産業を中心として引き続きの経済成長を果たしているといえる。来年は北京冬季オリンピックの開催が予定されており、これに伴う投資や消費がより活性化されることが予想され、また、海南島自由貿易試験区の更なる開放による新規投資、貿易の促進等によって中国経済が向上していくことが期待される。

（呉秀穎・中国法顧問）

#### 2. 中国の近時のコロナ禍をめぐる状況

##### (1) ワクチン接種について

8月15日までの統計で、全国で累計のコロनावクチン接種数は18.6億回に上っている<sup>105</sup>。また、上海の報道によれば、8月2日までに上海市内での18歳以上の接種完了率は85%に達している。18歳以上の成人のワクチン接種が一巡したことを受け、12歳から17歳までの未成年

<sup>105</sup> <http://www.nhc.gov.cn/jkj/s7915/202108/57c084ce991c49b0a3a685528543891f.shtml>

年者に対して、各地で、8月から9月にかけて順次接種が行われることとなった。接種の注射量、回数やプロセスは、成人の場合と同じである。

## (2) 市中感染の増加について

中国国内では、感染者は海外からの入国者に限られ、水際対策の徹底により、長いこと市中感染が出ない「ゼロコロナ」の状況を維持していた。たまに国境地区や空港関係者に感染がでて、徹底的なローラー作戦（地区住民全員のPCR検査と、濃厚接触者の濃厚接触者までの厳格な追跡管理）と局地的な移動規制ですぐに抑え込み、数週間でまたゼロに戻っていた。

ところが、7月20日に南京空港で働く地上職員・清掃業者などからPCR検査陽性が発見され、それから半月程度の間、南京市とその周辺地区やその他の省市に急速に感染が飛び火した。7月10日にロシアからのフライトで入国した感染者とウイルスのDNAが一致するということで、機内清掃職員からの感染拡大が疑われている。8月16日現在、中国国内の感染者（症状があり診断が確定した者をいう、以下同様）は全体で1,928人おり、そのうち762人が海外からの入国者（中国語では「境外输入病例」という）であるとされることから<sup>106</sup>、市中感染（中国語では「本地病例」という）は差し引き1,166人に達しているといえる。

中国では、市中感染者が1人でも出れば、当該感染者が居住している地区は中リスク地区に指定され、一定人数以上の感染者が出た場合には、高リスク地区に指定される。中・高リスク地区に指定されると当該エリアからは外に出ることができないという規制が課される。8月8日の時点で、高リスク地区が4省に15か所、中リスク地区が13省（自治区・直轄市含む）に201か所あったが<sup>107</sup>、8月16日時点では、高リスク地区が4省に29か所に増えた半面、中リスク地区は10省（自治区・直轄市含む）に99か所に減っており、抑制傾向にある。

## (3) 移動規制の強化について

従来は、健康コード（健康コード）と呼ばれるQRコード（緑が正常な状態）が、都市間移動、宿泊手続、一部の施設への入場の際の通行手形として使われていた。健康コードは、感染者が赤色、隔離中の者が黄色、それ以外が緑色とされる。

しかし、近時は、それと合わせて、行動履歴カードと呼ばれるものの提示が求められる場面が増えた。これは、携帯電話の行動履歴のビッグデータを集積し、過去14日間に



(健康コードの例)



(行動履歴カードの例)

<sup>106</sup> <https://xhpfmapi.zhongguowangshi.com/vh512/share/10196529>

<sup>107</sup> <https://mp.weixin.qq.com/s/Qk5R1zDv3R-dJMeVqCY70w>

4時間以上滞在した都市の名称を表示することができる機能をもつ。これにより、高リスク地区や中リスク地区に行ったかどうかを確認できるようになる。なお、上に示した例の通り、中・高リスク地区に行ったことがない場合でも、中・高リスク地区を含む都市に行ったことがある場合には、アスタリスク（\*）が都市名に付され、「\*は当該年に高・中リスク地区が含まれることを示すが、ユーザーが実際にその中・高リスク地区に行ったことを示すものではない」という注釈が付される。例えば、上海市には、浦東空港の近くに1か所中リスク地区があり、当該地区に行かずに、日常生活を行っている場合でも、「上海市」に「\*」が付されることになった<sup>108</sup>。

この状態では、居住地で日常生活を送ることには問題がない。他方、他の省・市に出かける場合には、訪問先のその時点でのルールにより、移動規制が課されることがある。

例えば、北京市では、8月8日より、中・高リスク地区を含む県（市、区等）の者は、北京行きのチケットを購入できず、道路では検問所で追い返されることとされる。また、中・高リスク地区を含む地級市の中の他の県（市、区）<sup>109</sup>などの者は、48時間以内のPCR陰性証明がなければ北京に入れず、入ってからは14日間の健康観察を行うとされる<sup>110</sup>。また、各地で、外国人にのみ一定の制約を課すなど、非公開ないし突然設定されるルールが存在するため、国内出張においては特に注意が必要といえる。

なお、健康コードについては、スクリーンショットを保存しておくことで、古いものを表示したり他人のものを借りて表示したりするという不正例もあったが、行動履歴カードについては、中央の矢印が常に動いているので、スクリーンショットを保存したのを使うとすぐに不正がばれるという特徴がある。

（山根基宏・弁護士）

**TMI 中国最新法令情報—2021年7月号—**

発行：TMI 総合法律事務所  
監修：何連明・外国法事務弁護士  
編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士  
発行日：2021年8月17日

<sup>108</sup> 当該中リスク地区は、8月17日未明に解除された。

<sup>109</sup> なお、中国には、「市」には「地級市」と呼ばれるものと「県級市」と呼ばれるもの2種類がある。前者は、省の下の行政区画であり、例えば、江蘇省の「蘇州市」がそれにあたる。後者は、前者の中に含まれる行政区画であり、例えば「昆山市」がそれにあたる。蘇州も昆山もともに「市」であるが、昆山は蘇州に管轄される「県級市」である。中国の「県」は日本のかつての「郡」と似た行政区画である（その下に「町」に相当する「鎮」がある）。例えば、浙江省に「嘉善県」という「県」があるが、これは、「嘉興市」に属する「県」である。日本の場合とは、市と県の関係が逆転している。地級市の「区」と、「県級市」、「県」は同レベルに属する。

<sup>110</sup> <https://mp.weixin.qq.com/s/mT62kqfK7-9QRCxPLMfmeQ>